

令和5年2月24日招集

令和5年第1回釧路市議会

2月定例会議案

釧 路 市

2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 1 号	令和 5 年度釧路市一般会計予算	5
議案第 2 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険特別会計予算	5
議案第 3 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算	5
議案第 4 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算	5
議案第 5 号	令和 5 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第 6 号	令和 5 年度釧路市介護保険特別会計予算	5
議案第 7 号	令和 5 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算	5
議案第 8 号	令和 5 年度釧路市駐車場事業特別会計予算	5
議案第 9 号	令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計予算	5
議案第 10 号	令和 5 年度釧路市病院事業会計予算	5
議案第 11 号	令和 5 年度釧路市水道事業会計予算	5
議案第 12 号	令和 5 年度釧路市工業用水道事業会計予算	5
議案第 13 号	令和 5 年度釧路市下水道事業会計予算	5
議案第 14 号	令和 5 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算	5
議案第 15 号	令和 5 年度釧路市港湾整備事業会計予算	5
議案第 16 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7
議案第 17 号	個人情報の保護に関する法律施行条例	11
議案第 18 号	釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	17
議案第 19 号	釧路市職員定数条例の一部を改正する条例	21
議案第 20 号	釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例	23
議案第 21 号	釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	25
議案第 22 号	釧路市基金条例の一部を改正する条例	29
議案第 23 号	釧路市手数料条例の一部を改正する条例	31
議案第 24 号	釧路市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例	33
議案第 25 号	釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	37

議案第 26 号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 27 号	釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 28 号	釧路市労働者福祉センター条例の一部を改正する条例	47
議案第 29 号	釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例	49
議案第 30 号	釧路市の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第 31 号	釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例	53
議案第 32 号	釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第 33 号	釧路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例	59
議案第 34 号	釧路教育研究センター条例の一部を改正する条例	61
議案第 35 号	釧路市立博物館条例及び釧路市立美術館条例の一部を改正する条例	63
議案第 36 号	釧路市音別町社会体育施設条例の一部を改正する条例	65
議案第 37 号	財産取得の件	67
議案第 38 号	市道路線の認定の件	69
議案第 39 号	工事請負契約の締結に関する件	71
議案第 40 号	副市長の選任について同意を求める件	75
議案第 41 号	監査委員の選任について同意を求める件	77
議案第 42 号	令和 4 年度釧路市一般会計補正予算	79
議案第 43 号	令和 4 年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算	115
議案第 44 号	令和 4 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算	121
議案第 45 号	令和 4 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	127
議案第 46 号	令和 4 年度釧路市病院事業会計補正予算	133
議案第 47 号	令和 4 年度釧路市水道事業会計補正予算	141
議案第 48 号	令和 4 年度釧路市下水道事業会計補正予算	145
議案第 49 号	令和 4 年度釧路市港湾整備事業会計補正予算	155
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	159
報告第 1 号	専決処分報告の件（令和 4 年度釧路市一般会計補正予算）	161
報告第 2 号	専決処分報告の件（令和 4 年度釧路市一般会計補正予算）	167

令和 5 年度釧路市各会計予算

議案番号	件名
議案第 1 号	令和 5 年度釧路市一般会計予算
議案第 2 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算
議案第 4 号	令和 5 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算
議案第 5 号	令和 5 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号	令和 5 年度釧路市介護保険特別会計予算
議案第 7 号	令和 5 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 5 年度釧路市駐車場事業特別会計予算
議案第 9 号	令和 5 年度釧路市動物園事業特別会計予算
議案第 10 号	令和 5 年度釧路市病院事業会計予算
議案第 11 号	令和 5 年度釧路市水道事業会計予算
議案第 12 号	令和 5 年度釧路市工業用水道事業会計予算
議案第 13 号	令和 5 年度釧路市下水道事業会計予算
議案第 14 号	令和 5 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第 15 号	令和 5 年度釧路市港湾整備事業会計予算

(以上 別冊)

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

議案第16号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(釧路市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 釧路市子ども・子育て会議条例（平成25年釧路市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(釧路市保育に関する条例の一部改正)

第2条 釧路市保育に関する条例（平成17年釧路市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年釧路市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」

」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例における法の引用条項について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 17 号

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保有個人情報の開示義務)

第 3 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、釧路市情報公開条例（平成 17 年釧路市条例第 24 号）第 10 条第 1 号ウに掲げる情報（公務員等の氏名に係る部分に限り、同項各号（第 2 号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限)

第 4 条 法第 83 条第 1 項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 法第84条及び前条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写しの交付(開示請求に係る保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、実施機関が定める方法による開示。以下同じ。)を行う場合における当該写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年釧路市条例第26号)第2条第1項に規定する釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の改正又は廃止に関する事項

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関する事項

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鉏路市個人情報保護条例の廃止)

2 鉏路市個人情報保護条例（平成17年鉏路市条例第25号）は、廃止する。

(鉏路市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の鉏路市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に受託業務（旧条例第26条第2項に規定する受託業務をいう。以下同じ。）に従事している者又はこの条例の施行前において受託業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理業務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に係る業務をいう。以下同じ。）に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理業務に従事していた者

- 4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第3項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

（釧路市情報公開条例の一部改正）

- 8 釧路市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の翌日から起算して」を「から」に、「第12条第1項」を「第12条」に改め、同条第3項後段を削り、同条第4項中「の翌日から起算して」を「から」に改め、同条第5項を削る。

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも

のを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第12条の見出し中「及び時限公開」を削り、同条第2項を削る。

第16条第1項中「第7条第5項の規定により公文書の公開をしない旨の決定があったものとみなされた場合を含む。」を削り、同条第2項中「審査庁」の次に「(審査請求がされた実施機関をいう。以下同じ。)」を、「除き、」の次に「釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年釧路市条例第26号)第8条第1項に規定する」を加える。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたく、本案を提出するものである。

議案第18号

釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開 ・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年釧路市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「所掌事務」を「名称、所掌事務」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会について必要な事項を定めることにより、本市における情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条を次のように改める。

（設置及び所掌事務）

第2条 次に掲げる事務を行うため、釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議長をいう。以下この条において同じ。）の諮問に応じ、情報公開に係る施策に関する重要な事項について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年釧路市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(3) 釧路市議会個人情報保護条例（令和5年釧路市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第50条の規定による諮問に応じ、

調査審議すること。

- 2 審議会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方に関し必要と認める事項を実施機関に対して建議することができる。

第3章第1節の節名中「所掌事務」を「名称、所掌事務」に改める。

第8条を次のように改める。

(名称及び所掌事務)

第8条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により本市に置かれる機関のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するものの名称は、釧路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

- 2 審査会は、前項の審査請求について調査審議するほか、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 次に掲げる規定により諮問される審査請求に関する事項

ア 釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第16条第2項

イ 議会個人情報保護条例第45条第1項

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により合議制の機関の意見を聴くものとされる事項

第11条第1項第2号中「個人情報保護条例第23条第2項」を「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「審査庁」を「個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

第 1 1 条第 3 項を次のように改める。

- 3 この節において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。

第 1 2 条第 1 項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第 4 項中「（平成 2 6 年法律第 6 8 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年釧路市条例第 号）附則第 2 項の規定による廃止前の釧路市個人情報保護条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 5 号）第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求に係る審査請求についてのこの条例による改正前の釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（釧路市行政不服審査条例の一部改正）

- 3 釧路市行政不服審査条例（平成 2 8 年釧路市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「機関」を「規定により本市に置かれる機関（釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 6 号）第 8 条第 1 項に規定する釧路市情報公開・個人情報保護審査会を除く。以下同じ。）」に改める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等について所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第19号

釧路市職員定数条例の一部を改正する条例

釧路市職員定数条例（平成17年釧路市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職 員 の 定 数

1 市長の事務部局（病院及び診療所を除く。）の職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を含む。）	969人
2 病院及び診療所の職員	890人
3 上下水道部の職員	130人
4 議会事務局の職員	12人
5 選挙管理委員会の職員	5人
6 監査事務局の職員（公平委員会の職員を併任する者を含む。）	6人
7 農業委員会事務局の職員	4人
8 消防本部及び署の職員	320人
9 教育委員会事務局の職員	136人
10 教育委員会所管の学校職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を除く。）	69人
計	2,541人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

各課業務体制の見直し、業務量の増減等による減員及び増員を行いたく、
本案を提出するものである。

議案第 20 号

釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
の一部を改正する条例

釧路市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年釧路市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち釧路市職員の定年等に関する条例本則に 9 条を加える改正規定中第 6 条に係る部分を次のように改める。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 釧路市職員の給与に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 65 号）
第 17 条第 1 項に規定する職（同条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する
医師職給料表の適用を受ける職員が占めている職を除く。）
- (2) 釧路市立高等学校の校長及び教頭
- (3) 前 2 号に掲げる職に準ずるものとして規則で定める職

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

北海道の取扱いに準拠し、管理監督職勤務上限年齢制の対象とする市立高等学校の教育職員の職について規定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 2 1 号

釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

釧路市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年釧路市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項第 3 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号及び第 6 号中「第 8 条の 2 第 1 1 項」を「第 8 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 5 条の 2 第 2 項各号列記以外の部分中「若しくは同項第 4 号」を「、同項第 4 号」に、「として退職した」を「若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人役員として退職した」に、「又は同項第 4 号」を「、同項第 4 号」に、「となった」を「又は第 8 条の 2 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人役員となった」に改め、同項中第 1 9 号を第 2 1 号とし、第 1 8 号の次に次の 2 号を加える。

(19) 第 8 条の 2 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(20) 第 8 条の 2 第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第 7 条第 5 項ただし書中「基準をいう。」の次に「第 8 条の 2 第 1 項を除き、」を加える。

第 8 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）」を付する。

第 8 条の 2 を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

第 8 条の 2 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員（一般地方独立行政法人で、退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第 5 6 条第 1 項において準用する同法第 4 8 条第 2 項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員となっ

た場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

第19条に次の1項を加える。

5 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則第16項中「第8条の2の」を「第8条の3の」に、「第8条の2第1項第1号」を「第8条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

釧路公立大学の公立大学法人への移行に伴い、退職手当の通算規定等について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 22 号

釧路市基金条例の一部を改正する条例

釧路市基金条例（平成 17 年釧路市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 25 号を削り、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号を第 27 号とする。

第 3 条中第 24 項を削り、第 25 項を第 24 項とし、第 26 項から第 29 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 7 条中第 24 項を削り、第 25 項を第 24 項とし、第 26 項を第 25 項とし、第 27 項を第 26 項とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

（説明）

釧路市カケハシ青少年育成基金を廃止いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 23 号

釧路市手数料条例の一部を改正する条例

釧路市手数料条例（平成 17 年釧路市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表第 10 項中第 53 号を第 56 号とし、第 24 号から第 52 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 23 号を第 25 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(26) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 1 件につき
226,000 円

別表第 10 項中第 22 号を第 24 号とし、第 21 号を第 23 号とし、同項第 20 号中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項第 19 号中「建築物」を「第一種低層住居専用地域等における建築物」に改め、同号を同項第 20 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) 第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例許可申請手数料 1 件につき 226,000 円

別表第 10 項中第 18 号を第 19 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 機械室等に係る建築物の容積率の特例認定申請手数料 1 件につき
70,000 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 項の改正規定は、同年 5 月 26 日から施行する。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

建築基準法の一部改正に伴い、同法に基づく事務に関する手数料を定めるとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 24 号

釧路市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(釧路市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 釧路市子ども医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「中高生等 12 歳」を「高校生等 15 歳」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号を削り、同条第 7 号中「健康保険法」の次に「（大正 11 年法律第 70 号）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 8 号を第 6 号とする。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「小学生にあつては入院及び指定訪問看護に係る医療に限り、中高生等にあつては」を「高校生等にあつては、」に改め、「及び指定訪問看護を受けた場合の基本利用料として規則で定める額」を削り、同条第 3 項を削る。

(釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 17 年釧路市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 項を第 10 項とし、同条第 7 項中「未就学児」を「中学校修了前児童」に、「小学校就学の始期」を「15 歳」に、「までの」を「日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項の次に次の 2 項を加える。

7 この条例において「指定訪問看護」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護をいう。

8 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額をいう。

第 4 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4

号とし、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「未就学児又は」を削り、「市町村民税世帯非課税者」の次に「（前号に掲げる者を除く。）」を加え、「健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する」を削り、「、同法」を「、健康保険法」に改め、「同法第88条第1項に規定する」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 中学校修了前児童 医療保険各法の規定により自己負担すべき額（食事療養標準負担額を除く。）

第4条第3項中「第1項第1号」を「第1項第2号」に改める。

（釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正）

第3条 釧路市重度心身障がい者医療費助成条例（平成17年釧路市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「小中高生等 6歳」を「高校生等 15歳」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「未就学児 小学校就学の始期」を「中学校修了前児童 15歳」に、「までの」を「日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 食事療養標準負担額 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額をいう。

(5) 指定訪問看護 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。

第4条第1項第4号中「市町村民税世帯非課税者」を「第2号に掲げる者」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「小中高生等（市町村民税世帯非課税者）」を「高校生等（前号に掲げる者）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「未就学児又は」を削り、「市町村民税世帯非課税者」の次に「（前号に掲げる者を除く。）」を加え、「健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する」を削り、「、同法」

を「、健康保険法」に改め、「同法第 88 条第 1 項に規定する」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 中学校修了前児童 医療保険各法の規定により自己負担すべき額（食事療養標準負担額を除く。）

第 4 条第 3 項中「第 1 項第 1 号」を「第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(釧路市子ども医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の釧路市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 3 条の規定による改正後の釧路市重度心身障がい者医療費助成条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

小学生及び中学生の通院に係る医療費等について、令和 5 年 8 月診療分から自己負担額の全額を助成対象とするとともに、子ども医療費助成条例にお

ける所得制限を撤廃することに伴い、関係条例について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 25 号

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を

確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行

する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳
幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳
幼児の安全確保に関する計画の策定を義務化する等の所要の改正をいたした
く、本案を提出するものである。

議案第 26 号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名 大也

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 27 号

釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全確保に関する計画の策定を義務化する等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第28号

釧路市労働者福祉センター条例の一部を改正する条例

釧路市労働者福祉センター条例（平成17年釧路市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第3項の」を削り、「同項」を「別表第2項」に改める。

別表第1項の表会議室の項の次に次のように加える。

多目的室	〃	〃	730円
	一般使用	1人1回1時間につき	150円

別表第1項の表教養文化室の項を次のように改める。

教養文化室	専用使用		1時間につき	630円
	一般使用	中高年齢者	1人1回3時間につき	120円
		中高年齢者以外の者	〃	250円

別表第1項の表備考第3項から第5項までの規定中「第3項の表」を「次項の表」に改め、別表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市労働者福祉センターのトレーニングルームを改修し、多目的室を設置することに伴い、その使用料等について規定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 29 号

釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営
に関する条例を廃止する条例

釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 118 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市音別町認知症高齢者グループホームを廃止いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 30 号

釧路市の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

釧路市の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、法の引用条項について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第31号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成18年釧路市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の48」を「100分の45」に改め、同項第3号ア中「100分の17」を「100分の20」に改める。

第17条の5第1項第1号中「100分の48」を「100分の45」に改め、同項第3号ア中「100分の17」を「100分の20」に改める。

第17条の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の48」を「100分の45」に改め、同項第3号中「100分の17」を「100分の20」に改める。

第26条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第32条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る給付から適用し、同日前までの被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定（第4条第1項及び第32条の2第2項の規定を除く。）は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 出産育児一時金の支給額について改定を行うこと。
- 2 北海道国民健康保険運営方針に基づく道内市町村の保険料率の統一に向け、保険料の賦課割合を変更すること。
- 3 保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円とすること。
- 4 保険料の軽減措置関係
 - (1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を29万円とすること。
 - (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円とすること。

議案第 3 2 号

釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年
釧路市条例第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 芦野三丁目地区地区整備計画区域の部近隣サービス地区の項を削
る。

別表第 2 愛国地区地区整備計画区域の部医療・福祉中核地区の項ア欄第 4
号中「令」を「建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「令」
という。）」に改める。

別表第 2 益浦軽工業団地地区地区整備計画区域の部オ欄中

「

(1) 都市計画道路「桜 ヶ岡中央通」及び「 桂恋武佐通」並びに 市道「興津通」、「 益浦東 5 線」及び「 益浦東 6 線」	1 0 メートル	を
--	----------	---

」

「

(1) 都市計画道路「桜 ヶ岡中央通」並びに 市道「興津通」、「 益浦東 5 線」及び「 益浦東 6 線」	1 0 メートル	に改める。
---	----------	-------

」

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行
する。

- (1) 別表第2 益浦軽工業団地地区地区整備計画区域の部の改正規定 この
条例の公布の日（次号において「公布日」という。）後における最初の
釧路圏都市計画益浦軽工業団地地区地区計画の変更に係る告示（都市計
画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同
法第20条第1項の規定による告示をいう。次号において同じ。）の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布日後における最初の釧路圏都市計
画芦野三丁目地区地区計画の変更に係る告示の日

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路圏都市計画における芦野三丁目地区地区計画及び益浦軽工業団地地区
地区計画の変更に伴い、建築物の用途制限等について所要の改正及び規定の
整備をいたしたく、本案を提出するものである。

釧路圏都市計画 芦野三丁目地区 地区計画
位置図・計画図

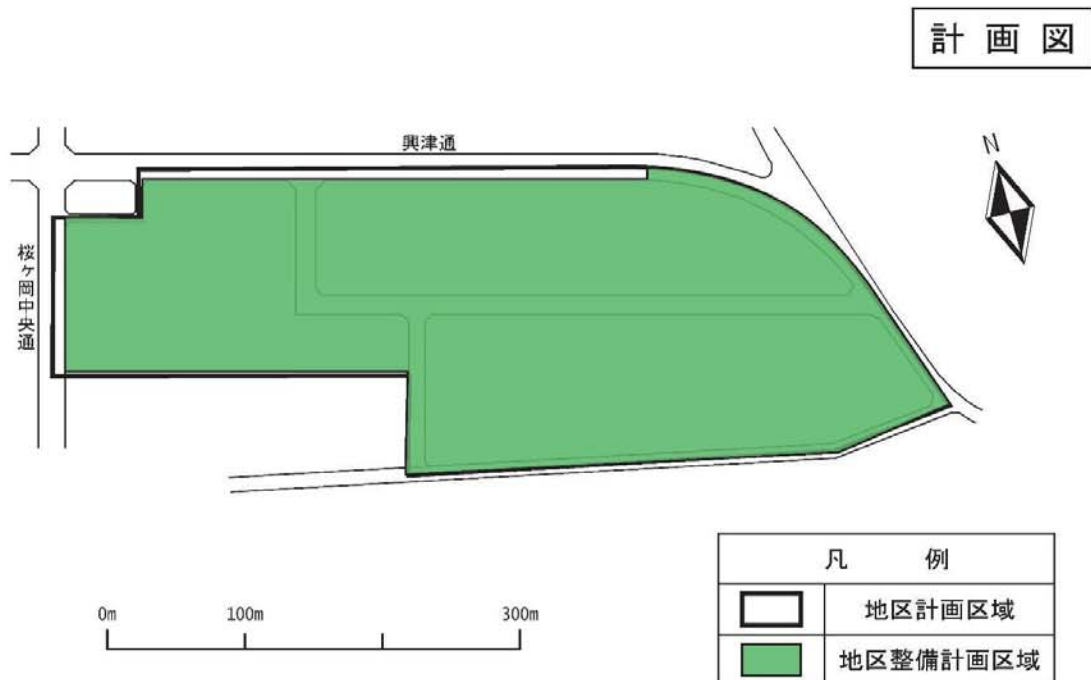
位置図



計画図



釧路圏都市計画 益浦軽工業団地地区 地区計画
位置図・計画図



議案第 33 号

釧路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の一部を
改正する条例

釧路市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例（平成 23 年釧路市
条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

平成 24 年度の上下水道料金体系の統一に伴う経過措置として定めた阿寒
湖温泉地区における下水道従量使用料の額について、見直しを行う期日を 1
年延期いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 34 号

釧路教育研究センター条例の一部を改正する条例

釧路教育研究センター条例（平成 17 年釧路市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「千歳町 3 番 16 号」を「双葉町 4 番 17 号（釧路市立共栄小学校内）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路教育研究センターの移転に伴い、その位置を改正いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 35 号

釧路市立博物館条例及び釧路市立美術館条例の一部を改正する条例

(釧路市立博物館条例の一部改正)

第 1 条 釧路市立博物館条例（平成 17 年釧路市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、」を削り、「、学芸」を「及び学芸」に、「目的として」を「目的として、」に改める。

(釧路市立美術館条例の一部改正)

第 2 条 釧路市立美術館条例（平成 17 年釧路市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき、」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

(説明)

博物館法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 36 号

釧路市音別町社会体育施設条例の一部を改正する条例

釧路市音別町社会体育施設条例（平成 17 年釧路市条例第 269 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 釧路市音別町温水プールの項を削る。

別表第 2 温水プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

釧路市音別町温水プールの廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 37 号

財 産 取 得 の 件

市は、次のとおり財産を取得する。

記

- | | | | |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 取得する財産の表示 | 行政キオスク端末 | 7台 |
| 2 | 取得金額 | 34,991,000円 | |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 4 | 取得先 | 札幌市西区二十四軒1条7丁目3番17号
シャープマーケティングジャパン株式会社ビ
ジネスソリューション社北海道支店
支店長 保 科 典 正 | |

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

(説明)

春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所及び鳥取支所分室の廃止に伴い、市有施設等に設置する行政キオスク端末の取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、行政キオスク端末の仕様概要は、次のとおりである。

- | | | | |
|---|--------|--------------------------|-------------|
| 1 | 本体寸法 | 幅 | 998mm |
| | | 奥行き | 732mm |
| | | 高さ | 1,115mm |
| 2 | 本体重量 | | 170kg |
| 3 | タッチパネル | 15インチ | (垂直角度調節機能付) |
| 4 | 対応言語 | 日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、 | |

スペイン語、ポルトガル語

5 附属品

監視カメラ

(参考)

釧路市財産条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第38号

市道路線の認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定する。

記

路線 番号	路線名	起 点	終 点	参 考	
				延長(m)	幅員(m)
5123	鳥取北4号2	鳥取大通2丁目5番39地先	鳥取大通2丁目5番29地先	143.46	8.00
5124	鳥取北4号3	鳥取大通2丁目5番17地先	鳥取大通2丁目5番1地先	143.03	8.00

（路線の位置は、別記図面のとおり）

令和5年2月24日提出

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

5123号及び5124号の2路線は、市道認定要件が具備されたので地域の環境整備に資するため、認定するものである。

（参考）

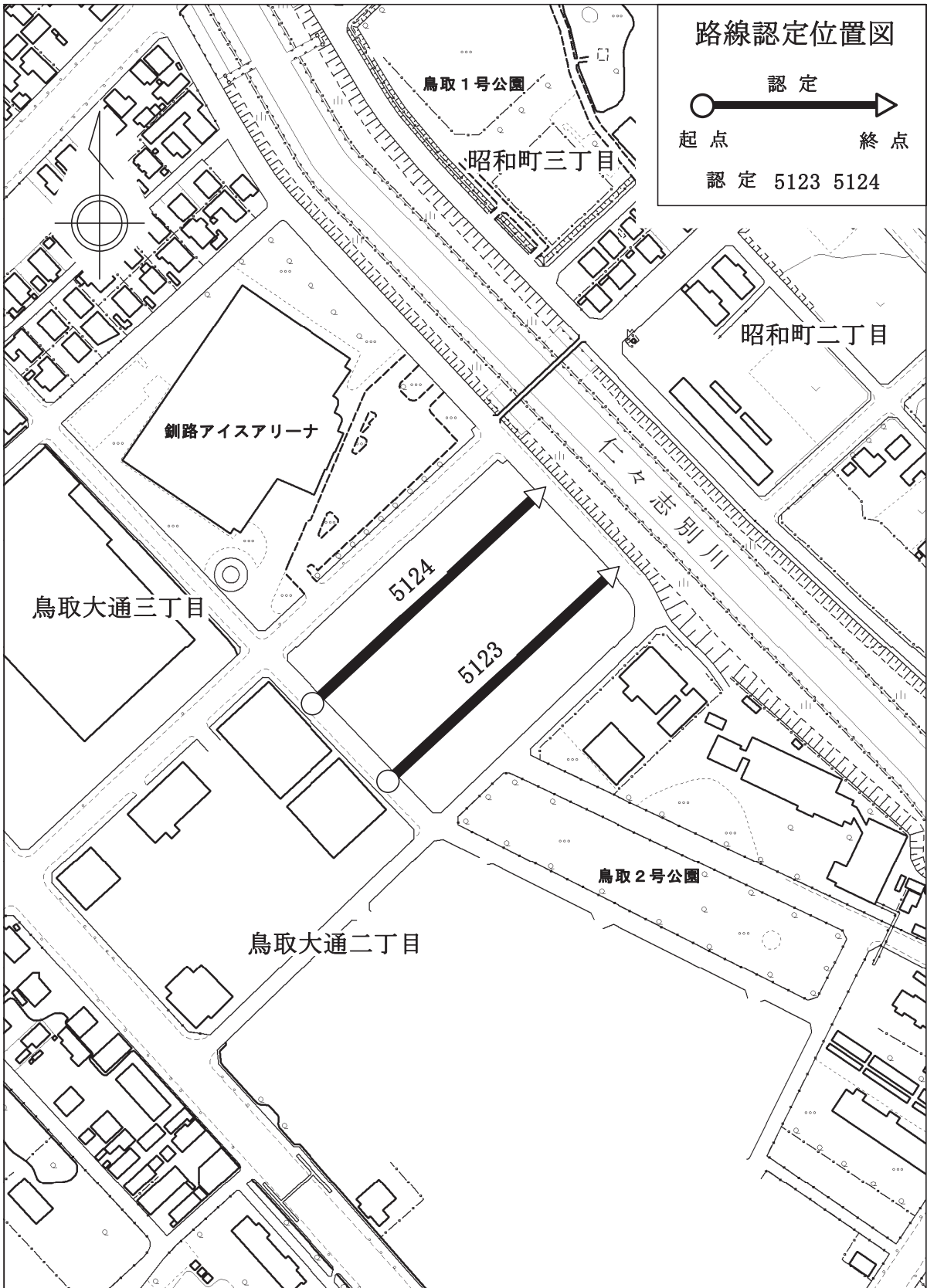
道路法抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下略）



議案第39号

工事請負契約の締結に関する件

令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 225,280,000円 |
| 4 契約の相手方 | 釧路市鳥取南6丁目1番18号
阿寒・萬木・釧石特定共同企業体
代表者 阿寒共立土建株式会社
代表取締役 阿部和弘 |
| 5 工期 | 契約の日から令和5年11月10日まで |

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------------|------|--------|
| 1 オタノシケップ川の災害復旧工事 | | |
| (1) 堤体被覆工 | 復旧延長 | 202.5m |
| | 均し面積 | 2,973㎡ |

被覆ブロック（2 t 型） 1, 3 1 2 個

(2) 河道掘削工 復旧延長 2 3 7. 5 m

掘削土量 1, 0 0 0 m³

(3) その他附帯工事

2 工事位置 鉦路市大楽毛 2 5 0 番地先、2 5 1 番地先

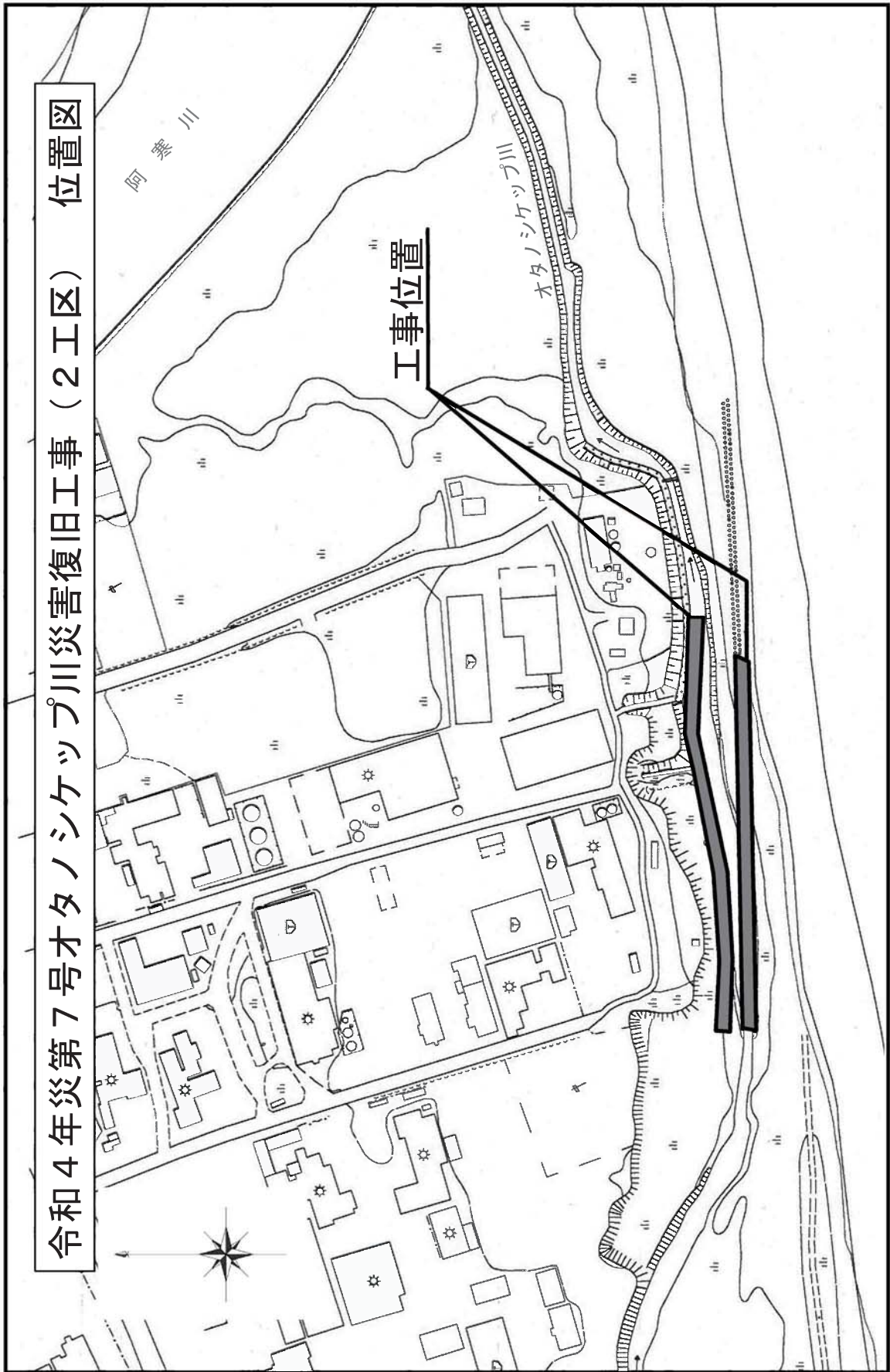
(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(議会の議決)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年災第7号オタノシケップ川災害復旧工事（2工区）位置図



議案第40号

副市長の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市副市長に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方自治法抜粋

(副知事及び副市町村長の選任)

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市町村長の任期)

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。(ただし書略)

議案第41号

監査委員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市監査委員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏 名

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方自治法抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

(ただし書 略)

(2、3項 略)

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

(5、6項 略)

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(ただし書 略)

議案第42号

令和4年度釧路市一般会計補正予算

令和4年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828,208千円を追加し、歳入歳出それぞれ105,062,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更及び追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		25,840,996	252,900	26,093,896
	2 国庫補助金	7,117,999	252,900	7,370,899
16 道支出金		6,493,248	28	6,493,276
	2 道補助金	1,377,098	28	1,377,126
18 寄附金		2,177,967	11,600	2,189,567
	1 寄附金	2,177,967	11,600	2,189,567
19 繰入金		3,342,902	35,880	3,378,782
	2 基金繰入金	3,313,948	35,880	3,349,828
21 諸収入		3,142,157	△ 4,000	3,138,157
	5 雑収入	711,534	△ 4,000	707,534
22 市債		6,576,319	531,800	7,108,119
	1 市債	6,576,319	531,800	7,108,119
歳入合計		104,234,473	828,208	105,062,681

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,150,904	156,527	10,307,431
	1 総務管理費	9,860,766	156,527	10,017,293
3 民生費		36,101,669	200	36,101,869
	1 社会福祉費	9,641,313	200	9,641,513
6 農林水産業費		1,397,681	2,415	1,400,096
	1 農業費	914,984	43	915,027
	3 水産業費	114,285	2,372	116,657
8 土木費		5,793,670	396,900	6,190,570
	2 道路橋梁費	2,863,020	100,800	2,963,820
	6 住宅費	1,864,241	296,100	2,160,341
9 港湾費		1,146,186	211,800	1,357,986
	1 港湾費	1,146,186	211,800	1,357,986
11 教育費		4,994,217	60,366	5,054,583
	1 総務費	1,479,950	47,250	1,527,200
	6 社会教育費	1,411,727	1,816	1,413,543
	7 保健体育費	727,260	11,300	738,560
歳出合計		104,234,473	828,208	105,062,681

第2表 繰越明許費補正

区分	款	項	事業名	金額
				千円
追加	2 総務費	1 総務管理費	難視聴地域対策事業	4,840
			新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金事業	75,686
	3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設整備協力事業	23,862
	8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	100,800
		6 住宅費	公営住宅等建設事業	296,100
	9 港湾費	1 港湾費	国直轄港湾工事負担金	211,800
	10 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	146,774
11 教育費	1 総務費	学校教育活動体制整備事業	47,250	

第3表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
	市有施設補修・改修事業費	令和5年度	38,333
	大 家 畜 特 別 支 援 資 金 利 子 補 給 費	令和5年度から令和29年度まで	6,709
	道 路 維 持 補 修 費	令和5年度	13,134
	市 道 整 備 事 業 費	令和5年度	58,500
	低 地 帯 浸 水 対 策 事 業 費	令和5年度	155,040
追 加	公 園 維 持 管 理 費	令和5年度	5,335
	公 園 整 備 費	令和5年度	74,560
	港 湾 施 設 整 備 費	令和5年度	9,922
	国直轄港湾工事負担金	令和5年度	210,000
	小 学 校 施 設 整 備 費	令和5年度	1,192
	中 学 校 施 設 整 備 費	令和5年度	1,819

第4表 地方債補正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
変 更	市 道 整 備 事 業 費	千円 850,600	千円 43,100	千円 893,700
	公 園 整 備 費	79,000	15,300	94,300
	公 営 住 宅 等 建 設 費	656,800	147,900	804,700
	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	571,500	211,700	783,200
	大 規 模 運 動 公 園 体 育 施 設 整 備 費	39,800	4,000	43,800
	過 疎 対 策 事 業 債 (ソ フ ト 分)	290,000	102,400	392,400
追 加	夜 間 急 病 セ ン タ ー 医 療 機 械 器 具 整 備 費	0	1,000	1,000
	道 路 橋 梁 災 害 復 旧 費	0	5,750	5,750
	保 健 体 育 施 設 災 害 復 旧 費	0	650	650
計		6,576,319	531,800	7,108,119

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	25,840,996	252,900	26,093,896
16 道支出金	6,493,248	28	6,493,276
18 寄附金	2,177,967	11,600	2,189,567
19 繰入金	3,342,902	35,880	3,378,782
21 諸収入	3,142,157	△ 4,000	3,138,157
22 市債	6,576,319	531,800	7,108,119
歳入合計	104,234,473	828,208	105,062,681

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	10,150,904	156,527	10,307,431	0	0	0	156,527
3 民生費	36,101,669	200	36,101,869	0	0	200	0
4 衛生費	6,332,425	0	6,332,425	0	1,000	0	△ 1,000
6 農林水産業費	1,397,681	2,415	1,400,096	28	0	0	2,387
8 土木費	5,793,670	396,900	6,190,570	205,650	206,300	△ 15,300	250
9 港湾費	1,146,186	211,800	1,357,986	0	211,700	0	100
11 教育費	4,994,217	60,366	5,054,583	47,250	107,050	9,919	△ 103,853
12 災害復旧費	370,651	0	370,651	0	5,750	0	△ 5,750
歳出合計	104,234,473	828,208	105,062,681	252,928	531,800	△ 5,181	48,661

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	25,840,996	252,900	26,093,896			
2 国庫補助金	7,117,999	252,900	7,370,899			
5 土木費補助金	940,085	205,650	1,145,735	2 道路橋梁費補助金	57,600	市道整備事業費(率6/10) 57,600
				5 住宅費補助金	148,050	公営住宅等建設費(率1/2) 148,050
8 教育費補助金	36,191	23,625	59,816	1 総務費補助金	23,625	学校教育活動体制整備事業費(率1/2) 23,625
11 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,679,961	23,625	1,703,586	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	23,625	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 23,625

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,493,248	28	6,493,276			
2 道補助金	1,377,098	28	1,377,126			
5 農林水産業費補助金	328,707	28	328,735	1 農業費補助金	28	大家畜特別支授資金利子補給費 (率2/3)
						28

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	2,177,967	11,600	2,189,567			
4 教育費寄附金	2,177,967	11,600	2,189,567			
	19,600	11,400	31,000	2 社会教育費寄附金	100	マリモ保護基金積立金 100
				3 保健体育費寄附金	11,300	プロスポーツ支援事業費 11,300
6 民生費寄附金	1,636	200	1,836	1 社会福祉費寄附金	200	福祉基金積立金 200

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	3,342,902	35,880	3,378,782			
2 基金繰入金	3,313,948	35,880	3,349,828			
1 財政調整基金繰入金	2,571,272	48,661	2,619,933	2 財政調整基金繰入金	48,661	財政調整基金繰入金 48,661
9 公園整備基金繰入金	22,439	△ 15,300	7,139	1 公園整備基金繰入金	△ 15,300	公園整備基金繰入金 △ 15,300
14 カケハシ青少年育成基金繰入金	431	2,519	2,950	1 カケハシ青少年育成基金繰入金	2,519	カケハシ青少年育成基金繰入金 2,519

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,142,157	△ 4,000	3,138,157			
5 雑入	711,534	△ 4,000	707,534			
6 雑入	652,989	△ 4,000	648,989	2 雑入	△ 4,000	スポーツ振興くじ助成金 △ 4,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債						
1 市債	6,576,319	531,800	7,108,119			
3 衛生債	6,576,319	531,800	7,108,119			
	1,678,600	1,000	1,679,600	1 保健衛生債	1,000	夜間急病センター医療機械器具整備費 1,000
6 土木債	1,925,100	206,300	2,131,400	1 道路橋梁債	43,100	市道整備事業費 43,100
				3 公園債	15,300	公園整備費 15,300
				4 住宅債	147,900	公営住宅等建設費 147,900
7 港湾債	768,200	211,700	979,900	1 港湾債	211,700	国直轄港湾工事負担金 211,700
9 教育債	221,600	4,000	225,600	4 保健体育債	4,000	大規模運動公園体育施設整備費 4,000
10 過疎対策事業債(ソフト分)	290,000	102,400	392,400	1 過疎対策事業債(ソフト分)	102,400	過疎対策事業債(ソフト分) 102,400
12 災害復旧債	98,900	6,400	105,300	1 土木施設災害復旧債	5,750	道路橋梁災害復旧費 5,750
				2 教育施設災害復旧債	650	保健体育施設災害復旧費 650
歳 入 合 計	104,234,473	828,208	105,062,681			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	10,150,904	156,527	10,307,431	一般財源	156,527		
1 総務管理費	9,860,766	156,527	10,017,293	一般財源	156,527		
1 一般管理費	1,278,468	108,200	1,386,668	一般財源	108,200	12 委託料	指定管理施設光熱費等高騰対策費 108,200
7 市民活動費	464,742	48,327	513,069	一般財源	48,327	18 負担金補助及び交付金	生活交通バス路線運行維持対策補助金 48,327

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	36,101,669	200	36,101,869	200			
1 社会福祉費	9,641,313	200	9,641,513	200			
1 総務費	451,560	200	451,760	200	24 積立金	200	福祉基金積立金
				[内訳] 寄附金			
				200			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	4	衛生費	6,332,425	0	6,332,425	特定財源 1,000 一般財源 △1,000			
	1	保健衛生費	2,319,981	0	2,319,981	特定財源 1,000 一般財源 △1,000			
	1	総務費	599,416	0	599,416	特定財源 1,000 [内訳] 市債 1,000 一般財源 △1,000			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,397,681	2,415	1,400,096	特定財源 28 一般財源 2,387			
1 農業費	914,984	43	915,027	特定財源 28 一般財源 15			
3 畜産業費	390,022	43	390,065	特定財源 28 [内訳] 道支出金 28	18 負担金補助 及び交付金	43	大家畜特別支援資金利子補給費 43
3 水産業費	114,285	2,372	116,657	一般財源 15 一般財源 2,372			
2 振興費	90,572	2,372	92,944	一般財源 2,372	18 負担金補助 及び交付金	2,372	赤潮対策支援事業費 1,462 漁船近代化促進費 910

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	5,793,670	396,900	6,190,570	特定財源 396,650 一般財源 250			
2 道路橋梁費	2,863,020	100,800	2,963,820	特定財源 100,700 一般財源 100			
3 道路新設改良費	1,017,204	100,800	1,118,004	特定財源 100,700 [内訳] 国庫支出金 57,600 市債 43,100 一般財源 100	3 職員手当等 8 旅費 10 需用費 13 使用料及び 賃借料 14 工事請負費	1,500 206 2,608 486 96,000	市道整備事業費 100,800
5 公園費	615,126	0	615,126	特定財源 0			
1 管理費	428,267	0	428,267	特定財源 0 [内訳] 繰入金 △15,300 市債 15,300			
6 住宅費	1,864,241	296,100	2,160,341	特定財源 295,950 一般財源 150			
2 建設費	1,358,271	296,100	1,654,371	特定財源 295,950 [内訳] 国庫支出金 148,050 市債 147,900 一般財源 150	14 工事請負費	296,100	公営住宅等建設費 296,100

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 港湾費	1,146,186	211,800	1,357,986	特定財源 一般財源 211,700 100			
1 港湾費	1,146,186	211,800	1,357,986	特定財源 一般財源 211,700 100			
2 建設費	610,270	211,800	822,070	特定財源 [内訳] 市債 211,700 一般財源 100	18 負担金補助 及び交付金	211,800	国直轄港湾工事負担金 211,800

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
11	教育費	4,994,217	60,366	5,054,583	特定財源 164,219 一般財源 △103,853			
1	総務費	1,479,950	47,250	1,527,200	特定財源 47,250			
2	事務局費	829,439	47,250	876,689	特定財源 47,250	10 需用費	47,250	学校教育活動体制整備事業費 47,250
6	社会教育費	1,411,727	1,816	1,413,543	[内訳] 国庫支出金 47,250 特定財源 103,255 一般財源 △101,439			
1	総務費	40,889	0	40,889	特定財源 755			
2	文化財保護費	44,939	1,816	46,755	[内訳] 繰入金 755 一般財源 △755			
					特定財源 100	12 委託料	1,716	丹頂鶴自然公園等管理運営費 1,716
					[内訳] 寄附金 100	24 積立金	100	マリモ保護基金積立金 100
5	生涯学習施設費	840,669	0	840,669	一般財源 1,716 特定財源 102,400			
					[内訳] 市債 102,400 一般財源 △102,400			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 保健体育費	727,260	11,300	738,560	特定財源 13,714 一般財源 △2,414			
1 総務費	83,289	11,300	94,589	特定財源 13,064 [内訳] 寄附金 11,300 繰入金 1,764 一般財源 △1,764	18 負担金補助 及び交付金	11,300	プロスポーツ支援事業費 11,300
2 体育施設費	643,971	0	643,971	特定財源 650 [内訳] 諸収入 △4,000 市債 4,650 一般財源 △650			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
	12	災害復旧費	370,651	0	370,651	特定財源 5,750 一般財源 △5,750			
	2	土木施設災害復旧費	366,651	0	366,651	特定財源 5,750 一般財源 △5,750			
	1	道路橋梁災害復旧費	8,000	0	8,000	特定財源 5,750 [内訳] 市債 5,750 一般財源 △5,750			
歳	出	合計	104,234,473	828,208	105,062,681	特定財源 779,547 一般財源 48,661			

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 企画振興費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
難視聴地域対策事業	10 需用費	768	0	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
	11 役務費	87	0	
	12 委託料	1,441	0	
	13 使用料及び賃借料	462	0	
	14 工事請負費	5,302	4,840	
	18 負担金補助及び交付金	2	0	
	計	8,062	4,840	
財源内訳	財産運用収入	4	0	
	市債	5,300	4,800	
	一般財源	2,758	40	

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 企画振興費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業	3 職員手当等	16,142	0	国の繰越承認事業として実施する。
	7 報 償 費	30	0	
	8 旅 費	845	0	
	10 需 用 費	20,870	200	
	11 役 務 費	9,174	0	
	12 委 託 料	147,988	231	
	13 使用料及び 賃借料	2,209	0	
	14 工事請負費	77,754	0	
	17 備品購入費	194,701	0	
	18 負担金補助 及び交付金	662,167	75,255	
	19 扶 助 費	200,000	0	
27 繰 出 金	883,500	0		
	計	2,215,380	75,686	
財 源 内 訳	国庫補助金	1,603,100	75,686	
	道補助金	98,940	0	
	雑 入	52,712	0	
	一 般 財 源	460,628	0	

繰越明許費に関する事項

3款 民生費

2項 老人福祉費

1目 総務費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
老人福祉施設整備協力事業	18 負担金補助及び交付金	59,421 千円	23,862 千円	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
財源内訳	市債	23,800	23,800	
	一般財源	35,621	62	

繰越明許費に関する事項

8款 土 木 費

2項 道 路 橋 梁 費

3目 道 路 新 設 改 良 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰 り 越 し の 事 由
	節	金 額		
市 道 整 備 事 業	3 職 員 手 当 等	5,000	1,500	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅 費	1,829	206	
	10 需 用 費	5,758	2,608	
	11 役 務 費	231	0	
	12 委 託 料	150,420	0	
	13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,869	486	
	14 工 事 請 負 費	801,304	96,000	
	15 原 材 料 費	500	0	
	17 備 品 購 入 費	3,954	0	
	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	147,107	0	
26 公 課 費	32	0		
	計	1,118,004	100,800	
財 源 内 訳	国庫補助金	270,612	57,600	
	市 債	798,800	43,100	
	一 般 財 源	48,592	100	

繰越明許費に関する事項

8款 土 木 費

6項 住 宅 費

2目 建 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
公営住宅等建設事業	3 職員手当等	1,480	0	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅 費	470	0	
	10 需用費	1,550	0	
	11 役務費	90	0	
	12 委託料	71,079	0	
	13 使用料及び賃借料	2,240	0	
	14 工事請負費	1,539,417	296,100	
	18 負担金補助及び交付金	17,345	0	
	21 補償補填及び賠償金	20,700	0	
	計	1,654,371	296,100	
財 源 内 訳	国庫補助金	706,494	148,050	
	市 債	804,700	147,900	
	一般財源	143,177	150	

繰越明許費に関する事項

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

2目 建 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
国直轄港湾工事負担金	18 負担金補助 及び交付金	783,300 千円	211,800 千円	国の繰越承認事業 として実施する。
財 源 内 訳	市 債	783,200	211,700	
	一 般 財 源	100	100	

繰越明許費に関する事項

10款 消 防 費

1項 消 防 費

3目 施 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
消防車両購入事業	8 旅 費	266	198	国の繰越承認事業として実施する。
	11 役 務 費	320	128	
	17 備 品 購 入 費	229,922	146,300	
	26 公 課 費	296	148	
	計	230,804	146,774	
財 源 内 訳	国庫補助金	54,737	38,683	
	道補助金	12,460	0	
	市 債	160,100	105,100	
	一 般 財 源	3,507	2,991	

繰越明許費に関する事項

11款 教 育 費

1項 総 務 費

2目 事 務 局 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰 り 越 し の 事 由
	節	金 額		
学 校 教 育 活 動 体 制 整 備 事 業	10 需 用 費	47,250 千円	47,250 千円	国の繰越承認事業 として実施する。
財 源 内 訳	国庫補助金	47,250	47,250	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担期間	金額	前年度末までの 支出見込額	当該年度支出額		翌年度以降の支出額	左の財源内訳	
		期間	金額				千円	千円		特定財源	一般財源
	市有施設 補修・改修事業費	令5	38,333	令5	38,333	-	千円	千円	基金繰入金 2,631	市債 22,900	12,802
	大家畜特別 資金利子補給費	令5~令29	6,709	令5~令29	6,709	-	-	-	道補助金 4,472		2,237
	道路維持補修費	令5	13,134	令5	13,134	-	-	-	市債 13,100		34
	市道整備事業費	令5	58,500	令5	58,500	-	-	-	市債 58,500		0
	低地帯浸水対策事業費	令5	155,040	令5	155,040	-	-	-	市債 148,000		7,040
	公園維持管理費	令5	5,335	令5	5,335	-	-	-	基金繰入金 1,298	市債 4,000	37
	公園整備費	令5	74,560	令5	74,560	-	-	-	市債 74,500		60

追 加

区分	事項	限度額		負担額		前年度 未見込額 支出見込額	当該年度支出額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額		金額	左の財源 特定財源	金額	左の財源 特定財源
追加	港湾施設整備費	令5	9,922	令5	9,922	-	-	-	市債 9,900	22
		令5	210,000	令5	210,000	-	-	市債 210,000	0	
	小学校施設整備費	令5	1,192	令5	1,192	-	-	市債 1,100	92	
		令5	1,819	令5	1,819	-	-	市債 1,800	19	
補正前	合計	-	33,788,312	-	32,407,373	元金 21,662,197 割増金 107,840 計 21,770,037	元金 6,737,138 割増金 5,513 計 6,742,651	4,008,038	2,238,836	1,769,202
		-	34,362,856	-	32,981,917	2,604,322	4,138,329	4,582,582	2,791,037	1,791,545

正 補 書 細 明 費 与 給

2. 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給		与		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	費計 (千円)		
補正後	(797) 1,498	1,129,673	5,615,825	4,601,858	11,347,356	13,400,830	
補正前	(797) 1,498	1,129,673	5,615,825	4,600,358	11,345,856	13,399,330	
比較	(0) 0	0	0	1,500	1,500	1,500	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	寒冷手当 (千円)	地手 (千円)	当期 (千円)	期末 (千円)	手当 (千円)	勤当 (千円)	勉当 (千円)	手当 (千円)	通勤 (千円)	手当 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	213,390	213,390	99,800	245,500	245,500	154,260	1,400,225	1,400,225	1,400,225	145,443	182,154	182,154	182,154	182,154	182,154	182,154	
補正前	213,390	213,390	99,800	245,500	245,500	154,260	1,400,225	1,400,225	1,400,225	145,443	182,154	182,154	182,154	182,154	182,154	182,154	
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

区分	職員数 (人)	特別手当 (千円)	手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日手当 (千円)	直当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	手当 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	4,800	4,800	64,477	200,897	1,797	9,600	924,497	4,601,858	4,601,858	4,601,858	
補正前	4,800	4,800	64,477	199,397	1,797	9,600	924,497	4,600,358	4,600,358	4,600,358	
比較	0	0	0	1,500	0	0	0	0	0	1,500	

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

了 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給		与		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	費計 (千円)		
補正後	(4) 1,427	-	5,240,479	4,269,537	9,510,016	11,235,382	
補正前	(4) 1,427	-	5,240,479	4,268,037	9,508,516	11,233,882	
比較	(0) 0	-	0	1,500	1,500	1,500	

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)
	補正後	213,390	96,800	245,500	154,260	1,115,536	955,018	123,290
	補正前	213,390	96,800	245,500	154,260	1,115,536	955,018	123,290
	比較	0	0	0	0	0	0	0
	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤休日給 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	4,800	58,273	190,344	1,797	9,600	918,775	4,269,537
	補正前	4,800	58,273	188,844	1,797	9,600	918,775	4,268,037
	比較	0	0	1,500	0	0	0	1,500

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当等	1,500	2 その他の増減分	1,500		

議案第43号

令和4年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算

令和4年度釧路市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険収入		17,025,423	0	17,025,423
	1 国民健康保険料	2,498,482	△ 117,819	2,380,663
	4 繰入金	1,635,169	117,819	1,752,988
歳入合計		17,025,423	0	17,025,423

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,498,482	△ 117,819	2,380,663
4 繰入金	1,635,169	117,819	1,752,988
歳入合計	17,025,423	0	17,025,423

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険収入	17,025,423	0	17,025,423			
1 国民健康保険料	2,498,482	△ 117,819	2,380,663			
1 一般被保険者国民健康 保険料	2,498,238	△ 117,819	2,380,419	1 現年度分	△ 117,819	医療保険分 △ 85,403 介護保険分 △ 10,106 後期高齢者支援金等分 △ 22,310
4 繰入金	1,635,169	117,819	1,752,988			
2 基金繰入金	81,469	117,819	199,288	1 基金繰入金	117,819	国民健康保険事業運営基金繰入金 117,819
歳 入 合 計	17,025,423	0	17,025,423			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民健康保険費	17,025,423	0	17,025,423	特定財源 0			
3 国民健康保険事業費納付金	3,926,844	0	3,926,844	特定財源 0			
1 一般被保険者医療給付費	2,914,931	0	2,914,931	特定財源 0 [内訳] 国民健康保険料 繰入金 △85,403 85,403			
3 一般被保険者後期高齢者支援金等	805,026	0	805,026	特定財源 0 [内訳] 国民健康保険料 繰入金 △22,310 22,310			
4 介護納付金	205,576	0	205,576	特定財源 0 [内訳] 国民健康保険料 繰入金 △10,106 10,106			
歳出合計	17,025,423	0	17,025,423	特定財源 0			

議案第 4 4 号

令和 4 年度釧路市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 4 年度釧路市の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2, 6 3 9 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2, 7 0 8, 5 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療収入		2,665,864	42,639	2,708,503
	1 後期高齢者 医療保険料	1,898,179	42,639	1,940,818
歳入合計		2,665,864	42,639	2,708,503

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療費		2,665,864	42,639	2,708,503
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,596,315	42,639	2,638,954
歳出合計		2,665,864	42,639	2,708,503

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,898,179	42,639	1,940,818
歳入合計	2,665,864	42,639	2,708,503

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,596,315	42,639	2,638,954	0	0	42,639	0
歳出合計	2,665,864	42,639	2,708,503	0	0	42,639	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療収入	2,665,864	42,639	2,708,503			
1 後期高齢者医療保険料	1,898,179	42,639	1,940,818			
1 後期高齢者医療保険料	1,898,179	42,639	1,940,818	1 現年度分	42,639	特別徴収分 普通徴収分
						23,451 19,188
歳 入 合 計	2,665,864	42,639	2,708,503			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者医療費	2,665,864	42,639	2,708,503	特定財源 42,639			
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,596,315	42,639	2,638,954	特定財源 42,639			
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,596,315	42,639	2,638,954	特定財源 [内訳] 後期高齢者 医療保険料 42,639	18 負担金補助 及び交付金	42,639	後期高齢者医療広域連合納付金 42,639
歳出合計	2,665,864	42,639	2,708,503	特定財源 42,639			

議案第 4 5 号

令和 4 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 4 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 5 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 4 2, 1 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 441,586	千円 525	千円 442,111
	4 寄附金	1,077	525	1,602
歳入合計		441,586	525	442,111

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 441,586	千円 525	千円 442,111
	1 事業費	422,637	525	423,162
歳出合計		441,586	525	442,111

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
4 寄 附 金	千円 1,077	千円 525	千円 1,602
歳 入 合 計	441,586	525	442,111

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
1 事 業 費	千円 422,637	千円 525	千円 423,162	千円 0	千円 0	千円 525	千円 0
歳 出 合 計	441,586	525	442,111	0	0	525	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	441,586	525	442,111			
4 寄附金	1,077	525	1,602			
1 寄附金	1,077	525	1,602	1 動物園事業寄附金	525	動物園整備基金積立金 525
歳 入 合 計	441,586	525	442,111			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	441,586	525	442,111	525			
1 事業費	422,637	525	423,162	525			
1 管理費	422,637	525	423,162	525	24 積立金	525	動物園整備基金積立金 525
				[内訳] 寄附金 525			
歳出合計	441,586	525	442,111	525	特定財源		

議案第46号

令和4年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	19,177,687千円	671,180千円	19,848,867千円
第2項 医業外収益	2,633,160千円	671,180千円	3,304,340千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,901,454千円	120千円	1,901,574千円
第3項 寄附金	1千円	120千円	121千円
支出			
第1款 資本的支出	2,968,960千円	120千円	2,969,080千円
第4項 基金積立金	10千円	120千円	130千円

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

令和4年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 病院事業収	2 医業外収益		19,177,687	671,180	19,848,867		
		2 補助金	2,633,160	671,180	3,304,340		
			1,070,215	671,180	1,741,395	道補助金	671,180

(単位: 千円)

資本的收入及び支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的收入	3 寄附金		1,901,454	120	1,901,574		
		1 寄附金	1	120	121		
		1 寄附金	1	120	121		

(単位: 千円)

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本の支出	4 基金積立金		2,968,960	120	2,969,080		
		1 基金積立金	10	120	130		
		1 基金積立金	10	120	130		

(単位: 千円)

令和4年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は損失)	257,371
減価償却費	1,302,315
固定資産除却費	21,524
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 150,600
長期前受金戻入額	△ 138,303
修学資金給与費	22,760
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 102,753
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	109,963
未収金の増減額(△は増加)	2,054,377
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
未払金の増減額(△は減少)	△ 155,033
未払費用の増減額(△は減少)	△ 26,940
預り金の増減額(△は減少)	4,813
小計	<u>3,201,524</u>
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	<u>△ 109,963</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,091,572
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,903,753
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 74,976
修学資金の返還による収入	1,452
基金の積立による支出	△ 130
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,877,706</u>

3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入	2,000,000	
	一時借入金返済による支出	△ 2,000,000	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,800,000	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 799,546	
	寄附金による収入	121	
	財務活動によるキャッシュ・フロー		1,000,575
4	資金増加額		2,214,441
5	資金期首残高		3,724,640
6	資金期末残高		5,939,081

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
- 4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は4,886,344千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
医療収益	15,623,008	0	15,623,008
医療費用	17,282,962	0	17,282,962
医療損益	△ 1,659,954	0	△ 1,659,954
経常損益	1,167,148	1,476	1,168,624
セグメント資産	19,791,603	0	19,791,603
セグメント負債	15,397,669	0	15,397,669
その他の項目			
他会計繰入金	1,390,000	63,755	1,453,755
減価償却費	1,193,465	0	1,193,465
特別利益	66,732	0	66,732
特別損失	145,054	0	145,054
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 251,619	0	△ 251,619

当年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	20,683,186	0	20,683,186
セグメント負債	16,031,760	0	16,031,760
その他の項目			
他会計繰入金	1,412,343	70,395	1,482,738
減価償却費	1,302,315	0	1,302,315
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	164,525	0	164,525
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	579,912	0	579,912

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,241千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金386,625千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金444,930千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金84,874千円を取り崩す。

議案第 4 7 号

令和 4 年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 4 年度釧路市水道事業会計予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり改める。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	配水管整備事業費	令和 5 年度	155,419千円

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

釧路市長 蝦 名 大 也

正 補 書 調 査 関 係 行 為 担 負 債 務

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 払 義 務 額 以 降 額		当 該 年 度 支 払 義 務 額		左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳		
				期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 庫 補 助 金	給 付 益 等	企 業 債	国 庫 補 助 金	給 付 益 等
追 加	配 水 管 整 備 事 業 費	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
		155,419	155,419	—	—	—	155,419	—	124,300	—	31,119	0	
補 正 前	合 計	14,916,564	14,814,519	—	881,059	—	—	402,000	71,800	—	—	—	
		15,071,983	14,969,938	—	3,393,001	—	10,540,459	—	3,824,000	1,306,588	—	5,409,871	
補 正 後												5,440,990	

議案第48号

令和4年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度釧路市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(2) 主要な建設改良事業

ア 管渠布設 1,574m

ウ ポンプ場整備 3か所

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,431,799千円」を「2,502,799千円」に、「570,880千円」を「641,880千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,236,866千円	623,000千円	2,859,866千円
第1項 企業債	1,354,100千円	280,800千円	1,634,900千円
第2項 国庫補助金	862,900千円	342,200千円	1,205,100千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,668,665千円	694,000千円	5,362,665千円
第1項 建設改良費	2,436,050千円	694,000千円	3,130,050千円

第4条 予算第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水終末処理場維持補修費	令和5年度	18,821千円
下水道築造事業費	令和5年度	93,000千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	下 水 道 建 設 事 業 費	千円	千円	千円
		1,354,100	280,800	1,634,900
計		1,354,100	280,800	1,634,900

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

令和4年度釧路市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入	1 企業債	1 企業債	2,236,866	623,000	2,859,866	
			1,354,100	280,800	1,634,900	
			1,354,100	280,800	1,634,900	建設企業債 280,800 公共下水道補助事業 235,100 公共下水道単独事業 8,800 特定環境保全公共下水道 補助事業 34,100 特定環境保全公共下水道 単独事業 2,800
2 国庫補助金	1 国庫補助金		862,900	342,200	1,205,100	
			862,900	342,200	1,205,100	公共下水道事業 302,600 処理場 15,000 管渠 287,600 特定環境保全公共下水道事業 39,600 処理場 36,100 管渠 3,500

(単位:千円)

支出

		(単位 千円)																				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考																
1 資本的支出	1 建設改良費		4,668,665	694,000	5,362,665																	
		2 整備費	2,436,050	694,000	3,130,050																	
			2,251,400	694,000	2,945,400	公共下水道整備事業費 614,000 補助事業費 605,200																
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古川末処理場</td> <td>ストックマネジメント計画策定</td> </tr> <tr> <td>大川ポンプ場</td> <td>低圧動力設備更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>柏木ポンプ場</td> <td>受変電設備更新(電気)</td> </tr> <tr> <td>管渠古川処理区</td> <td>枝線管渠合流管延長 217m</td> </tr> <tr> <td>大柴毛処理区</td> <td>幹線管渠雨水管延長 150m</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>延長 367m</td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計委託</td> <td>老朽管調査等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事内容	古川末処理場	ストックマネジメント計画策定	大川ポンプ場	低圧動力設備更新(電気)	柏木ポンプ場	受変電設備更新(電気)	管渠古川処理区	枝線管渠合流管延長 217m	大柴毛処理区	幹線管渠雨水管延長 150m	計	延長 367m	調査・測量・設計委託	老朽管調査等
区分	工事内容																					
古川末処理場	ストックマネジメント計画策定																					
大川ポンプ場	低圧動力設備更新(電気)																					
柏木ポンプ場	受変電設備更新(電気)																					
管渠古川処理区	枝線管渠合流管延長 217m																					
大柴毛処理区	幹線管渠雨水管延長 150m																					
計	延長 367m																					
調査・測量・設計委託	老朽管調査等																					
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>単独事業費</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>特定環境保全公共下水道整備事業費</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>補助事業費</td> <td>77,200</td> </tr> </tbody> </table>	単独事業費	8,800	特定環境保全公共下水道整備事業費	80,000	補助事業費	77,200										
単独事業費	8,800																					
特定環境保全公共下水道整備事業費	80,000																					
補助事業費	77,200																					
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿寒汚泥槽更新(機械)</td> <td>寒汚泥槽騒音機器他更新(機械)</td> </tr> <tr> <td>音化センター別</td> <td>屋根防水更新(建築)</td> </tr> <tr> <td>調査・測量・設計委託</td> <td>老朽管調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事内容	阿寒汚泥槽更新(機械)	寒汚泥槽騒音機器他更新(機械)	音化センター別	屋根防水更新(建築)	調査・測量・設計委託	老朽管調査								
区分	工事内容																					
阿寒汚泥槽更新(機械)	寒汚泥槽騒音機器他更新(機械)																					
音化センター別	屋根防水更新(建築)																					
調査・測量・設計委託	老朽管調査																					
						単独事業費 2,800																

令和4年度釧路市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)		
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	500,194
	減価償却費	3,391,726
	固定資産除却費	46,833
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	320,780
	賞与引当金の増減額(△は減少)	5,645
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	625
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 10,081
	長期前受金戻入額	△ 1,701,200
	資本費繰入収益	△ 344,405
	受取利息	△ 2
	支払利息	286,568
	未収金の増減額(△は増加)	△ 107,219
	未払金の増減額(△は減少)	59,672
	小計	2,449,136
	利息の受取額	2
	利息の支払額	△ 286,568
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,162,570
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 4,425,711
	国庫補助金等による収入	1,547,433
	国庫補助金の返還による支出	△ 6,000
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	359,246
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,525,032
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	1,000,000
	一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,002,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,226,615
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 224,415
4	資金減少額	586,877
5	資金期首残高	1,356,674
6	資金期末残高	769,797

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 務 債

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 払 義 務 支 払 見 込 額		当 該 年 度 支 払 義 務 支 払 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳							
				期 間	金 額	期 間	金 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金	翌 年 支 払 義 務 支 払 予 定 額	下 水 道 事 業 収 益	企 業 債	国 庫 補 助 金	他 会 計 補 助 金、受 益 者 負 担 金 及 び 内 部 留 保 資 金			
追 加	下 水 終 末 処 理 場 維 持 補 修 費	千円	18,821	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—
			18,821		—		—		—		18,821		—		—		—		—
補 正 前	下 水 道 築 造 費	千円	93,000	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—
			93,000		—		—		—		93,000		—		—		—		—
補 正 後	合 計	千円	6,010,331	千円	1,141,901	千円	1,233,090	千円	1,135,090	千円	98,000	千円	0	千円	3,366,990	千円	0	千円	0
			6,122,152		5,741,981		1,233,090		1,135,090		98,000		0		3,366,990		93,000		0
			5,853,802		1,141,901		1,233,090		1,135,090		98,000		0		3,366,990		93,000		0

令和4年度釧路市下水道事業予定貸借対照表補正

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

資産の部			
固定資産			
有形固定資産	185,544,924		
減価償却累計額	△ 104,755,581		
有形固定資産合計	80,789,343		
投資その他の資産			
出資	8,609		
投資その他の資産合計	8,609		
固定資産合計	80,797,952		
流動資産			
現金預金	769,797		
未収引当金	616,760		
貸倒引当金	△ 63,755		
流動資産合計	1,322,802		
資産合計	82,120,754		
負債の部			
固定負債			
企業債	22,322,580		
建設改良費等の財源に充てるための企業債			
企業債合計	22,322,580		
引当			
退職給付引当金	320,780		
引当金合計	320,780		
固定負債合計	22,643,360		
流動負債			
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債			
企業債合計	2,309,942		
未払当金	535,025		
引当			
賞与引当金	26,079		
法定福利費引当金	4,772		
引当金合計	30,851		
預り金	1,418		
流動負債合計	2,877,236		
負債合計	25,520,596		
資本の部			
資本			
剰余金			
受贈財産評価額	142,641		
国庫補助金	699,532		
道補助金	1,506		
一般会計負担金	2,573,905		
一般会計補助金	104,300		
工事負担金	2,380		
その他資本剰余金	26,777		
資本剰余金合計	3,551,041		
利益剰余金			
減債積立金	11,622,317		
建設改良積立金	2,000,000		
当年度未処分利益剰余金	1,693,981		
利益剰余金合計	15,316,298		
資本合計	18,867,339		
負債資本合計	18,949,844		
負債資本合計	82,120,754		

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 - ・ 減価償却の方法
 - ・ 定額法による。
 - ・ 主な耐用年数

- 建物 6～50年
- 構築物 10～50年
- 機械及び装置 6～20年
- 車両運搬具 3～5年
- 工具、器具及び備品 3～15年

2 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金
 - ・ 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。

- (2) 退職給付引当金
 - ・ 職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

- (3) 賞与引当金
 - ・ 職員の期末・勤劬手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

- (4) 法定福利費引当金
 - ・ 職員の期末・勤劬手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

- 3 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
 - ・ 貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は8,028,270千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
 - ・ 鉾路市下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	都市計画事業として執行するもの。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道。古川・白樺・大楽・大楽毛処理区。
特定環境保全公共下水道事業	都市計画区域以外の区域において執行するもの。市街化区域以外の人口集中地域で水環境の保全が必要な地域において整備を行った下水道。阿寒・阿寒湖畔・音別処理区。

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
営業収益	4,496,335	442,620	4,938,955
営業費用	4,883,402	727,281	5,610,683
営業損益	△ 387,067	△ 284,661	△ 671,728
経常損益	1,146,505	△ 15,485	1,131,020
セグメント資産	72,813,316	9,515,840	82,329,156
セグメント負債	55,960,462	7,919,044	63,879,506
その他の項目			
他会計繰入金	1,346,257	324,639	1,670,896
減価償却費	2,932,829	426,849	3,359,678
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 955,847	△ 285,307	△ 1,241,154

当年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	72,711,423	9,409,331	82,120,754
セグメント負債	55,322,100	7,848,810	63,170,910
その他の項目			
他会計繰入金	1,731,200	333,324	2,064,524
減価償却費	2,972,954	418,772	3,391,726
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	296,426	△ 28,031	268,395

- IV リース契約により使用する固定資産
 - 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ・ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
 - ・ 未経過リース料相当額
 - 1年内 4,061千円
 - 1年超 8,913千円
 - 計 12,974千円

- V その他
- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金11,988千円を取り崩す。
 - 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金19,770千円を取り崩す。
 - 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金20,434千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金4,147千円を取り崩す。

議案第49号

令和4年度釧路市港湾整備事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度釧路市港湾整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度釧路市港湾整備事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり改める。

区 分		事 項	期 間	限 度 額
変 更	補正前	港湾施設業務等委託費	令和5年度から 令和6年度まで	183,352千円
	補正後			189,952千円
追 加		木場配水管測量及び実施 設計業務委託費	令和5年度	26,004千円

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

正 補 書 調 査 関 係 為 行 担 負 債 正

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 金 額		当 該 年 度 支 出 金 額	左 財 源 内 訳		翌 年 支 出 金 額	以 義 定 額	降 務 額	の 内 訳		
				期 間	金 額		期 間	金 額				施 設 運 営 業 収 益 等	施 設 運 営 業 収 益 等	
変 更	港 灣 施 設 業 務 等 委 託 費	千円	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		183,352	183,352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
追 加	木 場 配 水 管 測 量 及 び 実 施 設 計 業 務 委 託 費	26,004	26,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 前	合 計	200,840	200,339	—	731	11,825	—	—	—	—	—	—	—	—
		233,444	232,943	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補 正 後														

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を、人権擁護委員候補者に推薦いたしたいので、議会の意見を求めたい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

(参考)

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 (1、2項略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下略)

報告第1号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和4年度釧路市一般会計補正予算

（別記）

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

道路除雪費の増額について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書略）

（2項略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（4項略）

(別 記)

令和 4 年度釧路市一般会計補正予算

令和 4 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360,000 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 104,117,008 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円	千円	千円
		2,963,654	360,000	3,323,654
	2 基金繰入金	2,934,700	360,000	3,294,700
歳入合計		103,757,008	360,000	104,117,008

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円	千円	千円
		5,433,670	360,000	5,793,670
	2 道路橋梁費	2,503,020	360,000	2,863,020
歳出合計		103,757,008	360,000	104,117,008

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	千円 2,963,654	千円 360,000	千円 3,323,654
歳入合計	103,757,008	360,000	104,117,008

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
8 土木費	千円 5,433,670	千円 360,000	千円 5,793,670	千円 0	千円 0	千円 0	千円 360,000
歳出合計	103,757,008	360,000	104,117,008	0	0	0	360,000

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	2,963,654	360,000	3,323,654			
2 基金繰入金	2,934,700	360,000	3,294,700			
1 財政調整基金繰入金	2,192,024	360,000	2,552,024	2 財政調整基金繰入金	360,000	財政調整基金繰入金 360,000
歳 入 合 計	103,757,008	360,000	104,117,008			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 土木費	5,433,670	360,000	5,793,670	一般財源			
2 道路橋梁費	2,503,020	360,000	2,863,020	一般財源			
2 道路橋梁維持費	1,157,010	360,000	1,517,010	一般財源	10 需用費	17,500	冬期路面対策費 360,000
					12 委託料	335,500	道路除雪費 360,000
					13 使用料及び 賃借料	7,000	
歳出合計	103,757,008	360,000	104,117,008	一般財源			

報告第2号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和4年度釧路市一般会計補正予算

（別記）

令和5年2月24日提出

釧路市長 蝦名大也

（説明）

出産・子育て応援給付金の支給に係る経費について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

(別 記)

令和4年度釧路市一般会計補正予算

令和4年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,465千円を追加し、歳入歳出それぞれ104,234,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		25,762,026	78,970	25,840,996
	2 国庫補助金	7,039,029	78,970	7,117,999
16 道支出金		6,474,001	19,247	6,493,248
	2 道補助金	1,357,851	19,247	1,377,098
19 繰入金		3,323,654	19,248	3,342,902
	2 基金繰入金	3,294,700	19,248	3,313,948
歳入合計		104,117,008	117,465	104,234,473

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		6,214,960	117,465	6,332,425
	1 保健衛生費	2,202,516	117,465	2,319,981
歳出合計		104,117,008	117,465	104,234,473

第2表 繰越明許費補正

区分	款	項	事業名	金額
追加	4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援給付金支給事業	<small>千円</small> 117,465

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	25,762,026	78,970	25,840,996
16 道支出金	6,474,001	19,247	6,493,248
19 繰入金	3,323,654	19,248	3,342,902
歳入合計	104,117,008	117,465	104,234,473

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 衛生費	6,214,960	117,465	6,332,425	98,217	0	0	19,248
歳出合計	104,117,008	117,465	104,234,473	98,217	0	0	19,248

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	25,762,026	78,970	25,840,996			
2 国庫補助金	7,039,029	78,970	7,117,999			
3 衛生費補助金	964,792	78,970	1,043,762	1 保健衛生費補助金	78,970	出産・子育て応援給付金支給費(率2/3、10/10)
						78,970

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,474,001	19,247	6,493,248			
2 道補助金	1,357,851	19,247	1,377,098			
3 衛生費補助金	10,205	19,247	29,452	1 保健衛生費補助金	19,247	出産・子育て応援給付金支給費(率1/6) 19,247

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	3,323,654	19,248	3,342,902			
2 基金繰入金	3,294,700	19,248	3,313,948			
1 財政調整基金繰入金	2,552,024	19,248	2,571,272	2 財政調整基金繰入金	19,248	19,248
歳 入 合 計	104,117,008	117,465	104,234,473			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	6,214,960	117,465	6,332,425	特定財源 98,217 一般財源 19,248			
1 保健衛生費	2,202,516	117,465	2,319,981	特定財源 98,217 一般財源 19,248			
1 総務費	481,951	117,465	599,416	特定財源 98,217 [内訳] 国庫支出金 78,970 道支出金 19,247 一般財源 19,248	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助 及び交付金	83 131 750 1,980 21 114,500	出産・子育て応援給付金支給費 117,465
歳出合計	104,117,008	117,465	104,234,473	特定財源 98,217 一般財源 19,248			

繰越明許費に関する事項

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1目 総務費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
出産・子育て応援 給付金支給事業	3 職員手当等	83	83	国の繰越承認事業 として実施する。
	10 需用費	131	131	
	11 役務費	750	750	
	12 委託料	1,980	1,980	
	13 使用料及び 賃借料	21	21	
	18 負担金補助 及び交付金	114,500	114,500	
	計	117,465	117,465	
財源内訳	国庫補助金	78,970	78,970	
	道補助金	19,247	19,247	
	一般財源	19,248	19,248	

正 補 書 明 細 費 与 給

2. 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給		与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	給	料	費		
補正後	(797) 1,498	1,129,673	5,615,825	4,600,358	11,345,856	2,053,474	13,399,330		
補正前	(797) 1,498	1,129,673	5,615,825	4,600,275	11,345,773	2,053,474	13,399,247		
比較	(0) 0	0	0	83	83	0	83		

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超勤手当 (千円)	特別手当 (千円)	教育手当 (千円)	比較	手当	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)	手当 (千円)
											住宅手当 (千円)								
補正後	213,390	213,390	99,800	99,800	245,500	245,500	154,260	154,260	1,400,225	1,400,225	0	955,018	145,443	182,154					
補正前	213,390	213,390	99,800	99,800	245,500	245,500	154,260	154,260	1,400,225	1,400,225	0	955,018	145,443	182,154					
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

区分	職員数 (人)	給		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)		
補正後	(4) 1,427	64,477	199,397	9,600	4,600,358
補正前	(4) 1,427	64,477	199,314	9,600	4,600,275
比較	(0) 0	0	83	0	83

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給		与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	給	料	費		
補正後	(4) 1,427	—	5,240,479	4,268,037	9,508,516	1,725,366	11,233,882		
補正前	(4) 1,427	—	5,240,479	4,267,954	9,508,433	1,725,366	11,233,799		
比較	(0) 0	—	0	83	83	0	83		

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住宅手当 (千円)	手当 (千円)
	補正後	213,390	96,800	245,500	154,260	1,115,536	955,018	123,290	182,154
	補正前	213,390	96,800	245,500	154,260	1,115,536	955,018	123,290	182,154
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	教員特別手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	夜勤休日給 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円) <td>職手当 (千円)</td> <td>合計 (千円)</td>	職手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	4,800	58,273	188,844	1,797	—	9,600	918,775	4,268,037
	補正前	4,800	58,273	188,761	1,797	—	9,600	918,775	4,267,954
	比較	0	0	83	0	—	0	0	83

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当等	83	2 その他の増減分	83		

